

## 経営戦略

都道府縣市町村名：秋田県 小坂町  
特別会計名：小坂町水道事業会計

### 第1 経営の基本方針

水道水の確保及び供給は、ライフラインの重要性から見ても町民が生活するうえで必要不可欠なものであり、かつ、貴重な資源であることから、町が水道事業を営し、おいしく安心な水道水を安定的に供給することが必要となります。

以上により、本経営戦略で掲げる基本方針は、次のとおりとします。

#### (1) 安全、快適な水道水の提供

安全な水道水の供給のために、良好な水源の確保・保全をし、水源に応じた施設整備と浄水処理における水質管理を図ります。

#### (2) 安定した事業経営の推進

公営企業は企業性の発揮と公共福祉の増進が基本原則であり、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算主義となっています。安易に一般会計操出金に頼らず、企業会計独自で経営ができるよう、定期的な料金体系の見直しと計画的な建設投資を実施していきます。

また、経営戦略を着実に実施するために、PDCAサイクルを活用した見直しを随時行います。業務内容と効果をチェックし結果を計画に反映させ、継続的な改善・更新を図ります。

#### (3) 簡易水道事業の水道事業への経営統合

平成29年4月に簡易水道事業を水道事業会計へ経営統合します。

平成28年度までに計画に沿って統合事業（建設投資）を実施し、安定的な水道水の提供を図ります。

### 第2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、平成29年度から簡易水道事業の統合を計画しており、収支の規模が大きく変わることから、経営状況等の変化に対応するため随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 第3 投資・財政計画（別紙）

- (1) 投資についての説明
- (2) 財源についての説明

### 第4 効率化・経営健全化の取組

- (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

小坂町定員管理計画及び町職員の枠組みに沿って適正化を図り、必要最低限の人員で能率的に事業を執行していきます。

なお、職員給与費は下表のように推移しています。

職員給与費・職員数の推移

(単位：千円)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水道事業会計	職員給与費	5,338	5,851	5,951	6,654	7,132	7,656	4,508	4,630
	職員数	1	1	1	1	1	1	1	1
簡易水道事業特別会計	職員給与費	5,475	6,423	6,340	5,666	7,913	8,440	9,560	9,558
	職員数	1	1	1	1	1	1	1	1

※地方公営企業決算状況調査参照

- (2) 広域化に関する事項

広域化に関しては、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、平成28年3月より休平簡易水道（小坂町）と十和田湖畔地区簡易水道（十和田市）の配水管を接続し、施設を共同利用しています。これにより、維持費を軽減するとともに住民に対して安定した飲料水の供給に努めます。

今後、他近隣市町村と広域化をした場合、施設整備の面で大規模な建設投資による経営の圧迫や料金上昇、また、人口が多い地域への設備整備の優先などが課題になると考えられます。

- (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

水道事業者及び需要者以外の第三者で業務を委託できる業者が見込めないこと、第三者委託した場合のメリットが不明であることから、当面の必要性は低いと考えられます。

しかし、社会情勢の変化等により必要が生じた場合は、諸課題を考慮のうえ検討

することとします。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

これまでの多大な建設投資により経営が圧迫されている状況であり、資本投下の抑制及び維持管理費等サービス供給コストの節減合理化に努めます。

また、簡易水道事業の統合によりますます経営が圧迫される見通しであるため、定期的な料金体系の見直しにより経営基盤の強化を図ります。

(5) 資金不足比率の見直しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解決策

投資・財政計画によると、収益的収支の当年度純損益については、平成29年度の簡易水道事業との経営統合により赤字となる年度が発生する見込みとなっています。また、企業債元金償還金の額は増えるのに対し、収入については、一般会計からの基準内繰入しか見込まれないため、資本的収入が資本的支出に不足する額が増加する見込みです。

そのため、統合後は随時、収支の財政状況の変化をフォローアップすることにより、必要に応じて、財源や需要額の将来予測をふまえた料金体系の検討が必要と考えられます。

(6) 資金管理・調達に関する事項

本事業は、平成29年度の簡易水道事業の経営統合により、企業債元金償還額が増加し、そのピークは平成35年度となる見通しとなっています。毎年度、建設改良事業の見直しを図り、資金不足に陥らないよう配慮する必要があります。

(7) 情報公開に関する事項

今後も、町広報やホームページ等を活用して、提供する情報とその内容について充実させるよう取り組んでいきます。

(8) その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化について、町の防災・消防担当部局や民間企業、近隣市町村等とも連携して取り組んでいくこととします。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水道事業は、日常生活に欠くことのできないサービスであり、安定的かつ継続的に供給する必要があります。

(2) 公営企業として実施する必要性

水道事業は住民生活に密接に関わることから、営利主義ではなく公益優先主義によるべきものであり、今後も公営企業として実施することが適切と考えられます。

## 投資・財政計画(説明)

### 投資についての説明

本経営戦略では、毎年度の企業債額について50,000千円を上限額として資本的収支の見通しを立てております。小坂町では、建設改良費のコストを削減するため、毎年度下水道布設地域を対象として下水道の布設替工事を実施しており、この方針を堅持していきます。平成29年度からは、簡易水道事業の経営統合を予定しておりますので、全地域を対象として優先順位を考慮した整備計画の更新が必要となります。

経費については、大部分が維持管理費となっており、経営統合後も引き続き経費削減に努める必要があります。

### 財源についての説明

収益的収支については、平成29年度の簡易水道事業の経営統合を考慮した算定となっております。一般会計負担金からの基準内繰入(高料金対策)後の平成29年度及び平成30年度の単年度利益が赤字となる見通しとなっております。一般会計負担金からの基準内繰入(高料金対策)額の算定の基礎となる数値が前々年度の数値を用いることから、経営統合をしてもその反映が2か年遅れるためです。資本的収支については、毎年度収入額が支出額に不足する状態となっているため、損益勘定留保資金及び消費税等資本的収支調整額によって補填しています。

経営統合により、企業債償還額がますます増加となるため、随時収支の財政状況の変化をフォローアップすることにより、必要に応じて、財源や需要額の将来予測をふまえた料金体系の検討が必要と考えられます。



